

# 文教委員会会議記録

文教委員会委員長 上原 康樹

- 1 日時  
令和5年12月12日(火)  
午後2時54分開会、午後3時24分散会
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、  
岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、  
小林正信委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
増澤担当書記、谷地担当書記、久保併任書記、赤前併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 教育委員会  
佐藤教育長、菊池教育局長、坂本教育次長兼学校教育室長、  
西野教育企画室長兼教育企画推進監、  
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、  
武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、  
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、  
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、  
菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長
  - (2) ふるさと振興部  
菅原副部長兼ふるさと振興企画室長、本多学事振興課総括課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 教育委員会関係審査  
(議案)  
議案第24号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)  
第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

(2) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第24号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

第2条第2表中

第10款 教育費

## 9 議事の内容

○**上原康樹委員長** ただいまから文教委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち、教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** それでは、議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第5号)のうち、教育委員会関係予算について御説明申し上げます。

議案(その3)の9ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、10款教育費の3項中学校費から5項特別支援学校費までの合計721万4,000円を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の43ページをごらん願います。今般の教育委員会関係の補正予算は、いずれも県立学校における食材高騰に伴う給食費の値上げに対する支援を引き続き下半期まで延長し、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものであります。3項中学校費、2目学校管理費の学校給食物価高騰対策支援事業費は、県立中学校の支援に要する下半期分の経費として8万9,000円を増額しようとするものであります。

次のページ、44ページ、4項高等学校費、3目定時制高等学校管理費の学校給食物価高騰対策等支援費補助は、定時制高等学校の支援に要する下半期分の経費として2万8,000円を増額するとともに、1号補正で措置した上半期分の支援に要する経費について、補助対象給食数の増加に伴い1万円を増加するものであり、これらを合わせて3万8,000円を増額

しようとするものであります。

次の45ページ、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費のうち、説明欄の2行目、学校給食物価高騰対策等支援費は、特別支援学校の支援に要する下半期分の経費として459万円余を増額するとともに、1号補正で措置した上半期分の支援に要する経費について、所要額の確定により78万円余を減額し、これらを合わせて380万3,000円を増額しようとするものであります。また、その上の特別支援教育就学奨励費は、特別支援学校においては保護者の経済状況に応じ、国の制度である特別支援教育就学奨励費で給食費を支弁できることから、奨励費の支給対象者については値上げ分を奨励費により支給しているところであり、今般下半期分の支援に要する経費として417万円余を増額するとともに、1号補正で措置した上半期分の支援に要する経費について、所要額の確定により89万円余を減額し、合わせて328万4,000円を増額しようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 学校給食費の支援ということだと思いますが、県立の場合には特別支援学校の学校給食が大半を占めるということで、今説明があった特別支援教育就学奨励費は、今の特別支援学校の生徒数の中でどのぐらいの生徒が対象になるのか、どのぐらいの学校給食費の軽減対策になっているのかをまず教えてください。

○古川予算財務課長 特別支援学校等におきましては、世帯の経済状況に応じまして給食費や交通費、修学旅行費などの就学に要する経費について、国の制度である就学奨励費で支弁できることとなっております。令和5年度の就学奨励費の認定状況でございますが、1,390名中、段階が三つございまして、1段階が934名で約67%、2段階が287名で約20%、合わせて約87.8%の生徒が該当となっているものでございます。給食費につきましては、1段階が全額充当、2段階が半額充当という制度となっております。就学奨励費につきましては今回の5号補正で328万4,000円を給食費に充当しているということでございます。

○斉藤信委員 そうすると、特別支援学校に通っている1,390人の87.8%が就学奨励費の対象になっていると。100%と50%ということになるわけですね。これは、特別支援学校向けの就学援助と考えてよろしいのですか。

○古川予算財務課長 斉藤信委員の御指摘のとおり、そのように捉えていただいて結構でございます。

○斉藤信委員 私は、87.3%が対象の支援策だとするならば、思い切って完全無償化で実施すべきではないのかと思います。所得制限があっても、こういう特別支援学校の生徒というのは、本当にさまざまな形で困難を抱えているわけですから、ここまで奨励費の対象になっているのであれば、県が思い切って完全無償化を実施することも可能なのではないかと。完全無償化する上での経費はどのくらい必要になりますか。

○古川予算財務課長 県立学校における学校給食費の無償化につきましては、学校給食法等におきまして、学校給食は設置者が実施して、食材費等につきましては保護者等が負担

するという法令の規定がございまして、県立学校においてはこの考えに立って学校給食を実施しているということでございます。

なお、先日、令和5年12月11日のこども未来戦略会議で示されましたこども未来戦略案においてでございますが、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず無償化を実施する自治体における取り組み実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行って経過を公表するとされまして、この上で小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含めて課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するということが示されましたので、まずは国の動向を注視してまいりたいと考えております。

経費につきましては、県立中学校1校と特別支援学校、高等部も含めて、全部無償化した場合には約1億1,000万円ほどの経費が見込まれているところでございます。

○齊藤信委員 87.3%は、国が必要だと認めて、100%、50%、給食費を補助しているわけです。全然補助の対象にならないのが僅か12.2%です。であれば、完全無償化も可能ではないのかということ提起したので、学校給食法で食材費は父母持ちという規定があったとしても、義務教育は無償というのが憲法ですから、本来法律の上に立つのが憲法なのです。戦後の最初の国会では、学校給食は無償化にするという方向も本当は打ち出されたのです。それが途中から自己負担になったという経過もありますから。

そして、今こども未来戦略で、学校給食についても検討課題になったという状況があるのではないかと。

それで、完全無償化については1億1,000万円ということでしたが、県立中学校を除いて、特別支援学校に限っては幾らなのかを示していただきたい。

あともう一つ、特別支援学校の給食業務を委託していた法人が撤退しました。大変な混乱があって、しかし調理員の人たちが頑張っただけで、今新たな法人と委託契約したということになっていると思いますけれども、客観的には法人が一方向的に給食提供をやめたということは許されないことだけれども、背景には委託費が安く採算がとれなかったという要因もあったのだと思います。だから、そういうことをあなた方はどう受け止めていますか。私は本当に、委託だけ考えないで、自校方式でも県が責任を持って学校給食を提供する、一関清明支援学校も自校方式も考えて完全給食を実施すべきではないかと思いますが、あわせてお聞きいたします。

○古川予算財務課長 まず、一つ目の先ほど申し述べました特別支援学校の給食の経費についてでございますが、年度によって違う数字になるものですから、概算となりますが、5,500万円前後（後刻「約1億1,000万円」と訂正）が想定されております。ただ、そのうち、先ほど申し述べました就学奨励費に該当している児童生徒が多数おりますので、実際この負担は1,000万円強（後刻「2,000万円強」と訂正）と見込まれると考えております。ただ、恐れ入りますが、毎年生徒がかかるものですから、概算ということでお示しさせていただきます。

また、二つ目の、9月に全国的に業務の停止が発生しました株式会社ホーユーの給食業

務についてでございます。盛岡となん支援学校が同社と契約をしていたということでございまして、給食を一日も切らさないように、新しい業者と何とか早急に契約をできたということでございましたが、株式会社ホーユーに関しましては割と低価格での入札、落札、契約という状況がございました。今回の事案を踏まえまして事業の安定性と価格以外についても選定基準が必要ではないかということで、県教育委員会におきまして最低制限価格といった制度についても現在検討を進めておりまして、来年度の契約前に学校と連絡、情報共有をしながら、何かしら制度を設けていきたいと考えております。

○最上特別支援教育課長 県立一関清明支援学校の給食についてでございますが、これまで一関市の共同調理場から何とか給食の提供をとということで、一関市教育委員会と継続して検討してきているところです。さまざまな課題はありますが、引き続き、その課題解決に向けて一関市教育委員会と協議を進めていきたいと考えているところです。

○古川予算財務課長 申し訳ございません。先ほど特別支援学校の給食の金額を申し述べたのですが、済みません、小中学部分を答弁してしまいましたので、訂正させていただきたいと思います。特別支援学校全学部で、給食費につきましては約1億1,000万円ということでございまして、特別支援奨励費、就学奨励費を除いた保護者の実質負担は2,000万円強と捉えているところであります。大変失礼いたしました。

○斉藤信委員 これで最後にします。一関清明支援学校については、一関市教育委員会とずっと協議しているのです。だから、めどがあって協議をしているのか、それも不透明なままの協議なのか。やはり子供たちにとって、本当に安心安全な温かい給食というのは、いつまでも放置できる問題ではないのだと思うのです。だから、そういう意味で見通しがあって協議しているのか。

あと、一関一高附属中学校も義務教育ですから、学校給食が教育の一環だと言うなら、当初の経過は別にして、いつまでも給食なしという、食育教育がないという事態を放置していいのかということは私はあると思います。だから、一関市教育委員会の対応が前提だけれども、見通しがなければ、二つ合わせて自校方式のものを考えるということもあるのではないのか。そのことをお聞きします。

それと、特別支援学校は、小中高で学校給食費が総額1億1,000万円かかっているのだけれども、奨励費、その他があって、実質負担は2,000万円ということですね、小中高含めて。2,000万円ということであつたら、完全無償化はそんなに無理な課題ではないと感じました。そこだけお聞きします。

○最上特別支援教育課長 一関清明支援学校の給食についてですけれども、一関市とのこれまでの協議の中で、一関市の共同調理場のスペースの問題であつたり、備品や施設設備の整備の問題であつたり、給食を配送するための配送車の整備であつたり、あるいは人員の配置、増員などが課題として挙げられているところです。こういったところの課題を整理しながら、県として給食提供のあり方も含め、さらに検討して、引き続き協議していきたいと考えております。

○武藤義務教育課長 県立中学校の給食の導入に関わりましては、平成21年度の開校時に、まず全国の実施状況を踏まえながら、参考にして、現在ミルク給食の配食という形になったわけですが、開校から15年くらいたちますし、全国的にも中高一貫校が90校にふえているという状況でございまして、県でも改めて全国の中高一貫教育校の給食の状況について情報収集しているところでございます。その調査結果も参考にしながら、今斉藤信委員が御指摘のとおり、子供たちの教育活動への影響や、それからずっと課題として挙げられておりました設備等の状況についても考慮しながら、今後総合的に判断してまいりたいと考えております。

○古川予算財務課長 先ほど特別支援学校の全学部の給食1億1,000万円とお答え申し上げまして、保護者の負担が2,000万円強ということでございますが、就学奨励費は国2分の1であるため、この半分の4,300万円ほどの県負担が生じることを申し添えさせていただきます。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち、ふるさと振興部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第24号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の9ページをお開き願います。当部関係の補正予算額は、10款教育費、9項私立学校費の1,685万1,000円の増額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の46ページをお開き願います。10款教

育費、9項私立学校費、1目私立学校費の1,685万1,000円の増額であります。説明欄の私立学校運営費補助は、原油価格や物価高騰により影響が見込まれる私立学校の光熱費のうち、私立高等学校等の設置者が負担する電気、ガス、燃料料金のうち、価格上昇に伴うかかり増し経費の一部を補助しようとするものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。恐縮でございますが、再度議案（その3）にお戻りいただきまして、15ページをお開き願います。10款教育費、9項私立学校費の私立学校運営費補助であります。今回補正しようとしております原油価格物価高騰により影響が見込まれる私立学校の光熱費の補助につきまして、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今回の説明で、繰越明許費は4,465万円ということで、提出予定議案等説明会の際もこの私立学校運営費補助については2,779万円の減額措置があつて、今回の原油価格、物価高騰による光熱費の補助は4,465万円ということでいいのですね。

○菅原副部長兼ふるさと振興企画室長 はい。

○斉藤信委員 今回の説明だと、かかり増し経費の一部を補助するということでしたが、たしか上半期のときには物価高騰分の2分の1を想定して補助するというように記憶しておりますが、だとすれば大体私立学校全体では9,000万円程度の物価高騰、光熱費の高騰という現状認識でよろしいのか。

○本多学事振興課総括課長 私立学校の影響額について、予算額で申し上げますと、今斉藤信委員が御指摘のとおり約9,000万円と、年間を通して、前期と後期合わせてになりますけれども、実績を申し上げますと、上半期の実績になります。私立学校35校に対して1,658万1,000円を補助したところでございます。

○斉藤信委員 上半期の補助は1,658万円、それで下半期は4,465万円ということになるのですか。

○本多学事振興課総括課長 先ほど斉藤信委員から御指摘いただきましたとおり、当初の予算額に対しまして、上半期分には使わないと見込まれる分は減額をして、さらに下期の分につきましては、前期と同じように対象経費として1学校当たり190万円、補助額2分の1になりますので95万円ということで、その95万円に、私立学校が47校ございますので、掛ける47ということで、前期と同じ額を計上して支援を行つていこうとするものでございます。

○斉藤信委員 前期の予算措置は4,400万円余だったが実績として1,658万円で済んだと。これから冬場を迎えますから、それはよくわかりますが、上半期は35校に1,658万円で、今の答弁だと下半期は対象が47校と、このずれは何ですか。

○本多学事振興課総括課長 その差については申請がなかった学校になりますが、申請がなかった理由といたしましては、幼稚園なども対象になりますので、規模が小さくて、物

価高騰の影響があまりなくて手を挙げなかったというところもあります。あとは大きい学校の場合ですと、ちょうど令和3年度あたりに電気料金のプランを見直したことに伴って、今回のその補助は令和3年度との比較でかかり増しの分を補助しようとするものなのですから、むしろ令和3年度よりも下がった学校もあるということで手を挙げてこないというところがございます、その差がこの35校の実績となっております。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。